

前橋市パブリックコメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市政の基本的な政策形成の過程においてパブリックコメント手続を実施するため必要な事項を定め、もって市民の市政への参画の機会を広げるとともに、より透明性の高い行政運営を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 立案する政策の内容や趣旨を公表して市民等から意見を求め、提出された意見を踏まえて意思決定を行うとともに、提出された意見の概要及び提出された意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市民等 本市の区域内に住所又は勤務先を有する者、本市の区域内に存する学校に在学する者及びパブリックコメント手続に係る事案に利害関係等を有するものをいう。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象は、次のとおりとする。

- (1) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
 - (2) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃（地方税の賦課徴収及び分担金、負担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）
 - (3) 市の基本的な政策を定める計画又は個別の行政分野における施策の基本方針を定める計画の策定又は重要な改定
 - (4) 市の基本的な方向性を定める憲章及び宣言の制定又は改廃
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。
- (1) 緊急を要すると認められるとき。
 - (2) 軽微な変更と認められるとき。
 - (3) 法令又は国若しくは群馬県の機関が定める審査基準等と実質的に同一の内容を定めなければならないとき。
 - (4) 国又は群馬県の機関がパブリックコメントを実施して定めたものと実質的に同一の内容を定めようとするとき。
 - (5) 前橋市審議会等の委員公募実施要領（平成12年4月1日伺定め）に基づき、

公募による委員を委嘱した審議会等が策定した答申、報告等を基に政策等の策定を行うとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、パブリックコメント手続を実施しないことについて合理的な理由があると認められるとき。

(実施)

第4条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施する場合は、計画等の案を決定する前の適切な時期に、できるだけ多くの市民等が知ることができる方法により当該計画等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による公表に併せて当該計画等の案の説明に必要な資料を適宜作成し、これを公表するものとする。この場合において、当該資料は市民等が計画等の案について容易に理解できるものとするように努めなければならない。

3 パブリックコメント手続における意見募集の期間は、おおむね1か月程度とする。

4 実施機関は、意見募集の方法について、実施機関が指定する場所への書面の提出、電子メール、郵送、ファクシミリ等を活用するなど、市民等が意見を提出しやすくするよう努めるものとする。

5 実施機関は、市民等が意見を提出する際には、その住所、氏名等を明らかにするよう求めるものとする。

(予告)

第5条 実施機関は、前条の規定によりパブリックコメント手続を実施するに当たり、事前に広報まえばし、市ホームページ等で次の事項を予告するものとする。

(1) 計画等の案の名称

(2) 計画等の案に対する意見の提出の期間及び方法

(3) 計画等の案の公表の方法

(提出された意見の取扱い)

第6条 実施機関は、市民等から提出された意見を整理し、これらの意見に対する市の考え方等をまとめるとともに、提出された意見を踏まえて計画等の意思決定を行うものとする。

2 前項の場合において、実施機関は、提出された意見等の概要及び当該提出された意見に対する市の考え方を公表するとともに、計画等の案を修正したときはその修正内容を公表しなければならない。ただし、前橋市情報公開条例（平成9年前橋市条例第45号）第6条に規定する非公開情報に該当するものは除くものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。